

## 平成28年度 第12回人事委員会 会議結果

### 1 開催日時

平成28年9月27日（火）午前10時～10時10分

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第2庁舎7階）

### 3 出席者

【人事委員】	委員長	上田博久			
	委員	中原都			
	委員	曾我紀厚			
【事務局職員】	事務局長	三王寺由道	次長兼任用課長	今岡誠一	
	給与課長	吉野一朗	係長	富山哲明	
	係長	湯ノ口修	係長	古川真史	
【傍聴者】		なし			

### 4 議題

議案第1号 選考により採用する職に係る承認について（プログラマ）

議案第2号 職員の職務に専念する義務の免除について

### 5 議事の公開・非公開

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

### 6 議事

#### ◇議案第1号

選考により採用する職に係る承認（プログラマ）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県警察本部長から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

#### 1 申請のあった職

プログラマ（情報処理技術者）

2 採用予定者数

1名

3 採用予定日

平成29年4月1日

4 申請理由

業務効率化のためのシステム構築、組織の情報セキュリティ強化、サイバー犯罪対策強化のための増員

※昨今のワークライフバランス等の働き方改革の推進により、より一層の業務効率化による時間外縮減や休暇の取得促進が求められ、様々な支援システムの構築が必要となっている。

また、サイバー空間の脅威が増加し続けており、組織におけるサイバーセキュリティ体制の確保とサイバー犯罪対策の強化のための人的基盤整備も必要となっている。

5 選定方法

警察本部において選考を実施。

(1) 試験内容

○論文試験（筆記試験）、専門試験（多肢選択式）、適性検査、面接試験、身体検査

(2) 受験資格

○年齢 昭和51年4月2日以降に生まれた人（40才以下）

○資格 基本情報技術者等の国家資格取得者又は試験日までに取得見込みの者

6 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委 員

現在は何名いるのか。

事務局

情報管理課等に7名いる。

◇議案第2号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

鳥取県教育委員会から職員の職務に専念する義務の免除について以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

職員が第71回国民体育大会に鳥取県代表の監督（ライフル射撃競技）として参加する場合

1 職員名 鳥取県埋蔵文化財センター 係長

2 申請期間 参加日程（平成28年9月29日（木）～10月6日（木））のうち勤務を要する日

3 根拠法令 職務に専念する義務の特例に関する規則

○職務に専念する義務の特例に関する規則

(義務免除)

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

14 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合	その都度必要と認める期間
--------------------------------	--------------

4 承認理由

国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して主催する日本のスポーツの祭典であり、選手として参加する場合は、当委員会で包括承認としている。

本件については、国体の鳥取県代表の監督として参加要請があったものであり、監督の役割について申請者に確認したところ、選手の引率、作戦立案及び決定、試合時もしくはその前後のコーチなどの内容である。

については、本件は、鳥取県知事及び公益財団法人鳥取県体育協会から書面による派遣依頼があったものであり、県事業の一環として位置付けられること、また本大会に監督として参加することにより、先進的な技術の習得などが期待でき、選手としての出場と同様に、本県の競技レベルの向上ひいてはスポーツ振興に資するものと認められることから、承認することが適当である。

5 承認日 議決日

7 次回人事委員会の開催

平成28年10月4日(火)午後3時から開催することとした。